

第3章 就学の助成

〔1〕奨学金

(平成21年度)

能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な高校生、大学生等に奨学金を支給し、有用な人材を育成することを目的として次のとおり奨学事業を行う。

なお、奨学金は、奨学基金及び小竹正剛奨学基金から生ずる利子及び利益金をもってこれにあてており（不足分については一般会計から充当）、本年度の支給限度額は、奨学基金分78,842千円（うち21年度補正分15,700千円）及び小竹正剛奨学基金分14,901千円の合計93,743千円である。

1 奨学金の支給条件および支給

奨学金の支給を受ける者は、市民であって、次の条件を満たす者のうちから選定している（市民には、その親またはこれに代わるべき者が本市内に住所を有する者も含まれる）。

- ① 大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校（2年制以上の専門課程および3年制以上の高等課程に限る。）に在学すること。
- ② 学資に乏しいこと。
- ③ 学業が優秀で性行が善良であること。

区分	種類	(平成21年度)	
		奨学資金	入学支度資金
国立または公立の学校に在学する者	大学学生	1月 6,000円	14,000円
	高等専門学校学生 (第4学年、第5学年及び専攻科)	1月 6,000円	14,000円
	専修学校生徒 (専門課程)	1月 6,000円	14,000円
	高等専門学校学生 (第1学年～第3学年)	1月 5,000円	10,000円
	高等学校生徒	1月 5,000円	10,000円
	専修学校生徒 (高等課程)	1月 5,000円	10,000円
私立の学校に在学する者	大学学生	1月 9,000円	21,000円
	高等専門学校学生 (第4学年、第5学年及び専攻科)	1月 9,000円	21,000円
	専修学校生徒 (専門課程)	1月 9,000円	21,000円
	高等専門学校学生 (第1学年～第3学年)	1月 8,000円	15,000円
	高等学校生徒	1月 8,000円	15,000円
	専修学校生徒 (高等課程)	1月 8,000円	15,000円

2 奨学金の支給実績

(1) 奨学金の年度別志願者および支給人員

区分	年度	年度							計
		昭和26～平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21		
大 学	志願者数	9,513人	352	370	342	416	607	11,600	
	採用者数	4,267人	128	113	95	147	225	4,975	
	採用率	45%	36%	31%	28%	35%	37%	43%	
高 校	志願者数	15,846人	700	652	703	823	1,079	19,803	
	採用者数	8,449人	318	343	368	551	946	10,975	
	採用率	53%	45%	53%	52%	67%	88%	55%	

(2) 入学支度資金の支給人員

区分	年度	年度							計
		昭和44～平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21		
大 学		959人	16	21	24	49	92	1,161	
高 校		2,303人	115	122	103	208	437	3,288	
計		3,262人	131	143	127	257	529	4,449	

〔2〕 就学奨励

1 就学援助

経済的理由によって、義務教育である小学校および中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。

(1) 就学援助費の支給内容(平成21年度)

(単位：円)

区 分	小学校	中学校	支 給 経 費 の 内 容
学用品費 通学用品費 校外活動費	1年	23,880	各教科および特別活動に必要とされる学用品(実験、学習材料費を含む。)および通学のための通常必要とする上ばき、雨ぐつなどの通学用品の経費。学校行事としての校外活動(遠足など)に参加するための経費。
	2年	26,050	
	3年		
	4年		
	5年		
	6年		
新入学児童生徒学用品費等	19,900	22,900	入学にあたって通常必要とする学用品および通学用品等。
体育実技用具等	柔道	3,803	正課の体育(保健体育)の授業の実施に必要な体育実技用具。小学校にあつてはスキーおよびスケート、中学校にあつては柔道、スキーを行うために必要とする柔道着、スキー板、スケートなどの用具を現物支給する。
	スキー	27,100	
	スケート	0	
宿泊校外活動費	平均 997	平均 4,286	学校行事としての宿泊校外活動に参加する場合の経費で日数は小学校、中学校とも1泊2日。
修学旅行費	平均 18,012	平均 56,549	小学校または中学校でそれぞれ1回参加する修学旅行費。
通学費	平均 24,607	平均 30,852	最も経済的な通常の経路と方法によって通学する場合の交通費。(ただし、片道の通学距離は小学校4km、中学校6km以上、冬期間は小学校2km、中学校3km以上)

(2) 就学援助費の実施状況(平成20年度)

学 校 別	区 分	支 給 人 員 (人)	支 給 額 (千円)
小 学 校	学用品費・通学用品費・校外活動費	15,177	215,841
	新入学児童生徒学用品費等	2,255	44,875
	体育実技用具費	4,677	98,961
	スキー	0	0
	スケート	0	0
	宿泊校外活動費	2,619	2,592
	修学旅行費	3,260	58,718
中 学 校	通学費	189	4,813
	小 計	—	425,800
	学用品費・通学用品費・校外活動費	8,017	200,278
	新入学児童生徒学用品費等	2,594	59,403
	体育実技用具費	947	3,602
	柔道	630	17,089
	スキー	2,624	11,169
校	宿泊校外活動費	2,624	11,169
	修学旅行費	3,113	175,973
	通学費	245	7,774
	小 計	—	475,288
合 計	—	901,088	

(注) 支給人員率(学用品・通学用品費・校外活動費) 小学校 16.32% 中学校 17.05% 小中計 16.56%

2 学校給食費援助

就学援助の対象者に、学校給食に要する食費について必要な援助を行う。

(1) 学校給食費援助の実施計画(平成21年度)

区 分	人 員 (人)	金 額 (千円)
小学校	15,409	630,112
中学校	8,175	398,203
計	23,584	1,028,315

(2) 学校給食費の援助の実施状況(平成20年度)

区 分	人 員 (人)	金 額 (千円)
小学校	15,157	620,647
中学校	7,950	385,502
計	23,107	1,006,149

3 医療費援助

生活保護世帯の児童生徒、就学援助を受ける児童生徒が、伝染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病(学校病)にかかり、学校から治療の指示を受けたとき、その疾病の治療のために医療に要する費用について必要な援助を行う。

(1) 医療費援助の対象となる疾病(学校病)

トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯および寄生虫病(虫卵保有含む)

(2) 医療費援助の実施状況(平成19年度及び平成20年度)

病名	小学校				中学校				合計		医療費 1人当 平均額 (円)	
	要 保 護		準 要 保 護		要 保 護		準 要 保 護		治療 人員(人)	医療費 (円)		
	治療 人員(人)	医療費 (円)	治療 人員(人)	医療費 (円)	治療 人員(人)	医療費 (円)	治療 人員(人)	医療費 (円)				
トラコーマ	19 20	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
結膜炎	19 20	5 2	113,194 35,310	101 118	370,929 332,531	0 0	0 0	33 30	106,710 69,510	139 150	590,833 437,351	4,251 2,916
伝染性皮膚炎	19 20	0 0	0 0	19 15	81,762 80,691	0 0	0 0	3 0	5,112 0	22 15	86,874 80,691	3,949 5,379
中耳炎	19 20	0 1	0 28,510	244 293	2,842,630 2,764,478	0 0	0 0	42 38	254,766 411,219	286 332	3,097,396 3,204,207	10,830 9,651
慢性副鼻腔炎	19 20	19 10	1,218,660 739,121	747 777	9,630,549 10,115,858	6 2	202,537 16,479	132 159	1,793,556 1,647,122	904 948	12,845,302 12,518,580	14,209 13,205
アデノイド	19 20	0 1	0 700	7 5	39,249 23,448	0 0	0 0	1 0	2,163 0	8 6	41,412 24,148	5,177 4,025
う歯	19 20	66 65	1,856,475 1,886,441	2,794 3,040	25,844,025 26,870,870	15 12	473,499 473,476	741 826	7,816,109 8,891,123	3,616 3,943	35,990,108 38,121,910	9,953 9,668
寄生虫病	19 20	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
計	19 20	90 79	3,188,329 2,690,082	3,912 4,248	38,809,144 40,187,876	21 14	676,036 489,955	952 1,053	9,978,416 11,018,974	4,975 5,394	52,651,925 54,386,887	10,583 10,083

4 特別支援教育就学奨励

小学校および中学校の特別支援学級へ通学する児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減と特別支援教育の振興を図るためその就学に必要な援助を行う。

(1) 奨励費の支給内容(平成21年度)

(単位：円)

区 分	学 年	小学校	中学校		
学用品費	1 年 年	6,305	11,940		
	2 年 年				
通学用品費	3 年 年			7,390	13,025
	4 年 年				
校外活動費	5 年 年			—	—
	6 年 年				
新入学児童生徒学用品費		9,950	11,450		
体育実技用具	柔道	—	3,650		
	剣道	—	25,250		
	スキー	12,650	18,150		
	スケート	5,635	5,635		
修学旅行費	平均	8,542	平均 27,080		
通学に要する交通費	平均	7,281	平均 19,477		
職場実習交通費		—	平均 2,314		
校外活動費(宿泊を伴う)	平均	387	平均 1,279		
給食費	平均	20,168	平均 23,101		

(2) 奨励費の支給状況(平成20年度)

	区 分	支給人員	支給額		
小 学 校	学用品費	133	千円 931		
	通学用品費				
	校外活動費				
	新入学児童生徒学用品費			22	219
	修学旅行費			19	166
	通学に要する交通費			312	2,221
	体育実技用具費			57	721
	校外活動費(宿泊を伴う)			40	16
	給食費			133	2,688
	小計			—	6,962
中 学 校	学用品費	71	862		
	通学用品費				
	校外活動費				
	新入学児童生徒学用品費			28	321
	修学旅行費			16	432
	通学に要する交通費			120	2,690
	職場実習交通費			42	82
	体育実技用具費			28	508
	校外活動費(宿泊を伴う)			42	68
	給食費			71	1,674
小計	—	6,637			
合計	—	13,599			

備考1 弱視、難聴、言語障害などの児童生徒で特別支援学級に通級している者については、その通級に係る交通費を「通学に要する交通費」として支給の対象とした。

備考1 単価は、学用品費、通学用品費および校外活動費の合計で、支給はあわせて行う。

2 校外活動費は、児童生徒が学校行事として校外活動に参加するために直接必要な交通費および見学科である。

[3]私学助成

事業名	区分	平成21年度予算額		説明
		学校数等	金額(千円)	
幼稚園に対する補助	私立幼稚園教材教具等整備費補助金	133園	158,900	教材教具・管理用備品の購入及び施設の維持・補修等に対する補助 1園当たり平均1,194千円
	私立幼稚園連合会研修費等補助金	133園	26,000	連合会が行う教職員研修事業等に対する補助 調査研究・研修・保健体育事業 25,675千円 3歳児教育研究会 325千円
	私立幼稚園就園奨励費等事務費補助金	133園	2,660	私立幼稚園就園奨励費等補助事業に関する事務費補助 1園当たり20千円
	小計	—	187,560	
幼稚園設置者の減免事業に対する補助	私立幼稚園就園奨励費補助金	—	1,778,872	私立幼稚園に在園する園児の保護者に対する負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るため、文部科学省の補助基準に基づき、世帯の所得に応じて入園料と保育料の一部を補助。同一世帯から2人以上同時に就園している世帯や保育所等に兄・姉のいる世帯は、次年長者以降の単価に別途加算。また、小学校1・2・3年生がいる世帯に別途加算。 A 生活保護世帯・市民税非課税世帯 年額153,500円 B 市民税所得割額非課税世帯 年額116,300円 C 市民税所得割額34,500円以下の世帯 年額 88,400円 D 市民税所得割額34,501円以上183,000円以下の世帯 年額 62,200円
	私立幼稚園振興費補助金	—	24,594	私立幼稚園に在園する園児の保護者に対する負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るため、就園奨励費の対象外の世帯に対して、世帯の所得に応じて入園料と保育料の一部を補助。同一世帯から2人以上同時に就園している世帯や保育所等に兄・姉のいる世帯は、次年長者以降の単価に別途加算。また、小学校1・2・3年生がいる世帯に別途加算。 E 市民税所得割額183,001円以上201,800円以下の世帯 年額24,000円
	小計	—	1,803,466	
私立学校に対する補助	私立学校教材教具等整備費補助金	小学校 1校 中学校 7校 高等学校 19校	101,200	教材教具・管理用備品の購入及び施設の維持・補修等に対する補助 1校当たり平均 小学校 300千円 中学校 300千円 高等学校 5,200千円
	専修学校各種学校連合会札幌支部研修費等補助金	—	3,200	連合会が行う教職員研修事業等に対する補助
	小計	—	104,400	
補助金合計		—	2,095,426	
貸付金	私立学校施設整備費貸付金	—	新規 学校法人 3	学校法人立の中学校、高等学校および幼稚園の新・増・改築工事費に対し、総工事の3分の1以内で20,000千円を限度として貸し付ける。 償還期限 10年(うち2年据え置き) 年 率 固定金利 (北海道私学振興基金協会と同率 平成21年度 年1.2% ただし、金融情勢により変動の場合あり)
貸付金合計		—	60,000	
補助金及び貸付金合計		—	2,155,426	